# 協議第1号

## 小林市・野尻町合併協議会会議運営規程について

小林市・野尻町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日提出 平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日確認

### 小林市・野尻町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、 小林市・野尻町合併協議会会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事 項を定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の同意があったときは、非公開とすることができる。
- 2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。 (会長等の責務)
- 第3条 会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議 を運営することに努めなければならない。
- 2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければな らない。

(会議の開閉等)

- 第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告するものとする。
- 2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(議事の進行)

(傍聴)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が 分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決定するものとする。

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録の作成)

- 第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。
  - (1) 会議の開催日時及び会場
  - (2) 会議への出席委員等及び欠席委員等の氏名
  - (3) 議題及び議事の全文
  - (4) その他議長が必要と認めた事項

- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 会議録は、次条に定める署名をした日をもって確定する。

(会議録署名委員)

- 第8条 会議録には、会議録署名委員2人が署名を行う。
- 2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が指名する。

(会議録等の公開)

- 第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。
- 2 前項の公開について必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

- 第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為 をしてはならない。
- 2 会議場において、資料、文書を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、 会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月14日から施行する。

# 協議第2号

### 小林市・野尻町合併協議会会議傍聴要領について

小林市・野尻町合併協議会会議傍聴要領について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日提出 平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日確認

### 小林市・野尻町合併協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小林市・野尻町合併協議会会議運営規程(以下「運営規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議に支障のない範囲とする。

(傍聴の手続)

- 第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿(様式第1号)に記入の上、傍聴証(様式第2号)の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴人受付簿の記入は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に行う。この場合において、傍聴希望者が前条に定める定員を超えるときは、先着順で傍聴人を決定する。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - (1) 銃器、その他危険なものを携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
  - (5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者 (傍聴人の守るべき事項)
- 第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。
  - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しない こと。
  - (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
  - (3) はち巻、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。

- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の電源を切ること。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。 (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)
- 第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(協議会事務局職員の指示)

第8条 傍聴人は、協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、運営規程第2条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない 決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従 わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

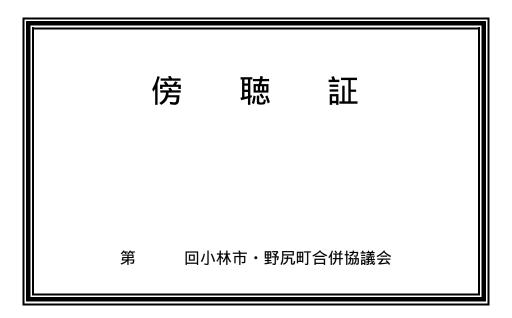
この要領は、平成20年12月14日から施行する。

# 傍 聴 人 受 付 簿

第 回 小林市・野尻町合併協議会

平成 年 月 日 会場名:

_ <del></del>	十 月 口 <u>云场石,</u>		
番号	住 所 (報道関係者は、会社名又は団体名)	氏 名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24	-		
25	-		



### (傍聴人の守るべき事項)

- 第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。
  - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
  - (3) はち巻、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
  - (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
  - (5) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
  - (6) みだりに席を離れないこと。
  - (7) 不体裁な行為、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
  - (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。 (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)
- 第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(協議会事務局職員の指示)

第8条 傍聴人は、協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

## 協議第3号

### 小林市・野尻町合併協議会小委員会設置規程について

小林市・野尻町合併協議会小委員会設置規程について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日提出 平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日確認

### 小林市・野尻町合併協議会小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会規約(以下「規約」という。)第1 1条第2項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会小委員会(以下「小委員会」 という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、小林市・野尻町合併協議会(以下「協議会」という。)から付 託された事項について調査、審議等をするものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が必要に応じて、協議会の会長、副会長及び委員(以下「協議会の委員等」という。)の中から選任する。

(組織)

- 第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の半数以上の同意があるときは、 非公開とすることができる。
- 5 会議の傍聴については、小林市・野尻町合併協議会会議傍聴要領による。 (会議録の作成)
- 第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。
  - (1) 会議の開催日時及び会場
  - (2) 会議への出席委員等及び欠席委員等の氏名

- (3) 議題及び議事の全文
- (4) その他議長が必要と認めた事項
- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 会議録は、次条に定める署名をした日をもって確定する。

(会議録署名)

- 第8条 会議録には、会議録署名委員2人が署名を行う。
- 2 前項の会議録署名委員は、会議ごとに議長が指名する。

(会議録等の公開)

- 第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。
- 2 前項の公開について必要な事項は、小林市・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程 を準用する。

(関係者等の出席)

- 第10条 委員長は、必要に応じて、関係者等の出席を求めることができる。
- 2 関係者等が小委員会に出席したときは、報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)を受けることができる。
- 3 前項の報酬等の額及び支給方法は、小林市・野尻町合併協議会委員等の報酬及び 費用弁償に関する規程による。

(報告)

第11条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告 しなければならない。

(庶務)

第12条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成20年12月14日から施行する。

# 協議第4号

### 小林市・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程について

小林市・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日提出 平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日確認

### 小林市・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会議運営規程第9条第1項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の会議録及び会議資料(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

- 第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。
- 2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、 その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全 部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の申出は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要事項を記入して提出 することにより行うものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会事務局とし、その時間は、当該事務局の執務時間内とする。

(写しの交付)

第6条 会議録等の閲覧を申し出た者が、その写しの交付を希望する場合における写 しの作成に要する費用は、実費とし、その額は、会長の属する市町の情報公開条例 に定める公文書の写しの作成に要する費用の額に準ずるものとする。

(構成市町での公開)

第7条 会議録等については、それぞれの市町の責務において、各市町の情報公開条 例に基づき公開できる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

この規程は、平成20年12月14日から施行する。

### 別記様式(第4条関係)

### 会議録等閲覧申出書

平成 年 月 日

小林市・野尻町合併協議会会長様

申出者 住所:\_\_\_\_\_\_

氏名:\_\_\_\_\_

小林市・野尻町合併協議会会議録等の閲覧を請求したいので、下記のとおり申し出ます。

なお、閲覧に関しては、小林市・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程を遵守します。

記

1	閲覧希望日時	平成 年 月 日( )				
		午前・午後 時 分~時 分				
2	閲覧希望文書	(1)会議の名称: <u>第</u> 回				
	风克加主入目	(2)文書の種類: 会議録	会議資料			
		協議会の協議状況を把握するため				
3	閲覧請求の目的	協議会の協議状況を広報するため				
	DOLLAR STORY					
		その他 (	)			
4	写しの交付	希望する 希望しない				

- (注) 1.該当する所にレ印を付けてください。
  - 2.写しは1枚につき20円です。

# 協議第5号

### 平成20年度小林市・野尻町合併協議会事業計画について

平成20年度小林市・野尻町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日提出 平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日確認

平成20年度小林市・野尻町合併協議会事業計画

	項目	内容
1	会議の開催	協議会の開催  ■ 第1回協議会を12月14日(日)に小林市で開催  ■ 会議開催日及び開催時間の原則  ▶ 12月14日(日)、12月24日(水)、 平成21年1月8日(木)、3月26日(木)  ▶ 会議時間午後1時30分~
		<ul> <li>幹事会の開催</li> <li>協議会前に、協議会提案事項について協議、調整を行う。</li> <li>専門部会・分科会の開催</li> <li>事務事業の一元化にあたって、事業や制度の比較検討を行い、 課題や問題点を抽出、整理し、協議会に提出する調整案を策定する。</li> </ul>
		小委員会の開催 ■ 協議会から付託された事項について、調査、審議を行う。
2	情報提供及び 広報啓発活動 の実施	協議会ホームページの開設  協議内容や議事録等を公表するとともに、協議会傍聴案内等も行い、広く情報提供を行う。  協議会だよりの発行  合併協議会での協議内容、進捗状況等を広く情報提供することとし、各世帯(約19,300世帯)に配布する。協議会開催後に発行予定。

		新市基本計画(概要版)の配布  ■ 新市基本計画の概要版を作成し、各世帯(約19,300世帯)に配布し、住民の理解を深める。 先進地視察研修の実施  ■ 専門部会の円滑な運営と合併準備に向けた調整作業の効率化を図るため、先進地視察研修を実施する。
3	調査・研究事業	条例・規則等の調査及び一元化  「行政制度・事務事業の調整結果を基に、現在の小林市の制度を基本とし調整を行う。  電算システム統合見積精査・計画検討  電算システムの統合に向けて、統合経費の見積精査、統合計画の検証を行う。  新市基本計画の作成  新市の将来を展望した長期的視野に立ったまちづくり計画や合併した場合の財政見通し等の財政計画を作成する。
4	その他の事業	合併協定項目の検討 ■ 合併協定項目について、協議を行う。

# 協議第6号

### 平成20年度小林市・野尻町合併協議会予算について

平成20年度小林市・野尻町合併協議会予算について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日提出 平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日確認

## 平成20年度 小林市・野尻町合併協議会予算

平成20年度 小林市・野尻町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,00千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (歳出予算の流用)

第2条 歳出予算の各項の金額は、必要に応じて流用することができる。

# 第1表 歳入歳出予算

## 1. 歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 負担金		19,998
	1 負担金	19,998
2 諸収入		2
	1 雑入	2
歳入	20,000	

## 2. 歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 協議会費		19,550
	1 運営費	8,086
	2 事業費	11,464
2 予備費		4 5 0
	1 予備費	4 5 0
歳出	20,000	

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1.総括

# (歳入)

(単位:千円)

款    本年度予算額		前年度予算額	比較
1 負担金	19,998	0	19,998
2 諸収入	2	0	2
歳入合計	20,000	0	20,000

## (歳出)

(単位:千円)

				本年度予算額の財源内訳			
款	本年度	前年度	比較	特定財源			一般財源
	) <del>) ) ) </del>	J <del>ST</del> HX		国県支出金	地方債	その他	יניון ניא צפו
1 協議会	19,550	0	19,550				19,550
2 予備費	450	0	450				450
歳出合計	20,000	0	20,000				20,000

## 1. 歳入

(単位:千円)

	科	斗目	* 生 庇	前年	比畝	節		≐光□□
款	項	目	本年度	度	比較	区分	金額	説明
1負	担金		19,998	0	19,998			
	1負	担金	19,998	0	19,998			
		1負担金	19,998	0	19,998	1 構成団体 負担金	19,998	
2諸	収入		2	0	2			
	1雑.	λ	2	0	2			
		1 雑入	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子
			1	0	1	2情報公開 複写料	1	会議録コピー代
	歳入合計		20,000	0	20,000			

## 構成団体負担金(現年分)

	H17年度 国調人口	均等割額 (5割)	人口割額 (5割)	計
小林市	41,150	5,000	8,259	13,259
野尻町	8,670	5,000	1,739	6,739
計	49,820	10,000	9,998	19,998

## 2.歳出

(単位:千円)

	į	科目	十七年	前午疳	比畝	節		≐∺□□
款	項	目	本年度	前年度	比較	区分	金額	説明
1協	1協議会費		19,550	0	19,550			
	1 រ៉ូ	<b>重</b> 営費	8,086	0	8,086			
		1会議費	1,056	0	1,056	1 報酬	397	委員報酬 397
						9 旅費	130	委員会議費用弁償130
						11需用費	118	消耗品費 100 食糧費 18
						12役務費	281	会議録手数料 270 振込手数料 3 会議録テープ 宅配手数料 8
						14使用料及 び賃借料	120	音響機器借上料 120
						19負担金補 助及び交 付金	10	後納郵便料負担金 10
		2事務費	7,030	0	7,030	3 職員手当 等	3,600	時間外勤務手当3,600
						9 旅費	476	事務折衝他26合併準備業務先進地450
						11需用費	854	消耗品費700燃料費40食糧費9修繕費50印刷製本費55
						12役務費	38	通信運搬費 3 振込手数料 10 看板製作手数料 25
						14使用料及 び賃借料	1,074	コピー機借上料 960 会場借上料 90 高速道路使用料 24
						18備品購入 費	280	事務用備品購入費280

					19負担金補 助及び交 付金	708	臨時職員雇用負担金 528 公用車利用負担金 80 後納郵便料負担金 20 光熱水費負担金 40 電話使用料負担金 40
2	事業費	11,464	0	11,464			
	1事業推進費	11,464	0	11,464	11需用費	4,071	消耗品費 300 印刷製本費 3,771 協議会だより印刷 住民用合併情報紙 現況調書等印刷 合併協定書印刷
					12役務費	43	光回線・プロバイダー等使用料40振込手数料3
					13委託料	7,350	例規現況調査等委託 料 3,150 新市基本計画策定委 託料 3,150 電算システム見積精 査委託料 1,050
2 予備	井貝	450	0	450			
1	予備費	450	0	450			
	1 予備費	450	0	450			
方	<b>最出合計</b>	20,000	0	20,000			

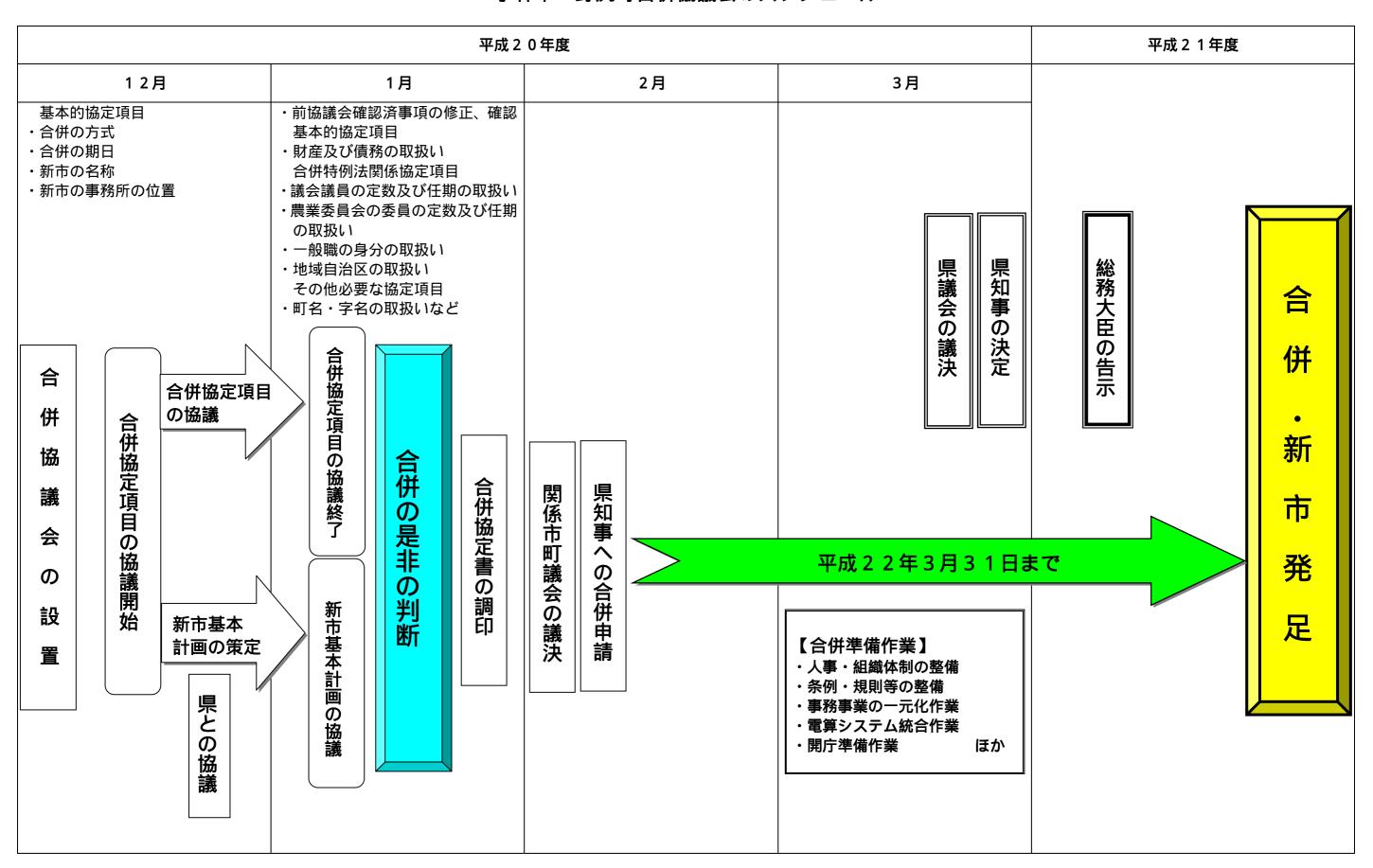
# 協議第7号

### 小林市・野尻町合併協議会のスケジュールについて

小林市・野尻町合併協議会のスケジュールについて、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日提出 平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日確認

小林市・野尻町合併協議会のスケジュール



小林市・野尻町合併協議会の当面の開催計画予定表

	日時	場 所
第1回	平成20年12月14日(日) 午後1時30分~	小林市中央公民館大ホール
第 2 回	平成20年12月24日(水) 午後1時30分~	野尻町農村環境改善センターホール
第3回	平成21年1月8日(木) 午後1時30分~	小林市中央公民館大ホール
合併協定書 調印式	平成21年1月21日(水) 午後1時30分~	小林市文化会館小ホール
第 4 回	平成21年3月26日(木) 午後1時30分~	野尻町農村環境改善センターホール

# 協議第8号

## 合併協定項目について

合併協定項目について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日提出 平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日確認

## 合 併 協 定 項 目

## 基本的協定項目

項目		説明
1	合併の方式	「新設合併」「編入合併」の方式の選択
2	合併の期日	合併期日についての協議
3	新市の名称	「新設合併」の場合、名称が必要
4	新市の事務所の位置	新市の市役所の位置についての協議
5	財産及び債務の取扱い	土地・建物・債権、債務等についての協議

## 合併新法に規定されている協定項目

項目		説明
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	議会の議員の定数及び在任期間等の取扱い
7	農業委員会委員の定数及び任期の取	農業委員会の委員の定数及び在任期間等の取扱い
扱い		
8	地方税の取扱い	地方税の賦課等及び不均一課税の取扱い
9	一般職の職員の身分の取扱い	職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件等の取扱い
10	新市基本計画	新市まちづくりの基本方針の策定
11	地域自治区の取扱い	地域自治区の設置についての協議

## その他必要な協定項目

項目	説明
12 特別職の職員の身分の取扱い	三役及び各種委員会等の特別職の取扱い
13 条例、規則等の取扱い	新市の条例・規則等の整備
14 事務組織及び機構の取扱い	新市の事務組織、機構
15 一部事務組合等の取扱い	一部事務組合の取扱い、公社・事業団等の取扱い
16 使用料、手数料等の取扱い	交付・証明手数料及び施設の使用料等の取扱い
17 公共的団体等の取扱い	関係市町の区域内にある産業経済団体、文化事業団体等で
17 公共的国体等の联放(1	公共活動を営むすべての団体における統合整備の取扱い
18 補助金、交付金等の取扱い	団体運営補助金、事業補助金の取扱い
19 自治会・行政連絡機構の取扱い	関係市町の自治会・行政連絡機構の調整
20 町名・字名の取扱い	町名・字名の区域や名称についての設定・変更等の取扱い
21 慣行の取扱い	市町章、市町の花・木・鳥、市町民憲章等
22 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険税の賦課方式、保険料税率、納期及び保険給
22 国民健康体质事業の収扱(1	付の内容の取扱い
23 介護保険事業の取扱い	介護保険料や納期等の取扱い
24 消防団の取扱い	消防団の組織構成及び処遇等の取扱い
25 各種事務事業の取扱い	あらゆる分野の住民負担や行政サービスなどの取扱い
詳細は次ページ	

## 「25 各種事務事業の取扱い」の項目

事業					説明
(1)	総	務	関	係	国際交流、情報公開等
(2)	電	算システ	・ム関	係	電算システムの統合、構築
(3)	広	報広り	徳 関	係	広報広聴一般
(4)	防	災	関	係	防災一般
(5)	高	齢 者 福	祉 関	係	高齢者福祉
(6)	障	害者福	祉 関	係	障害者福祉
(7)	児	童福福	业 関	係	児童福祉
(8)	そ	の他の社会	福祉関	係	民生委員・児童委員、生活保護等
(9)	保	健・医	療 関	係	保健、健康づくり、医療
(10)	生	活 環 均	竟 関	係	廃棄物処理及び墓地等
(11)	農	林水	童 関	係	農業、畜産業、林業、水産業
(12)	商	工・観	光 関	係	商工業、観光、労働対策等
(13)	都	市計画	画 関	係	開発指導、都市計画、公園等
(14)	建	設	関	係	道路、河川、住宅等
(15)	下	水 道	関	係	下水道
(16)	水	道	関	係	上水道
(17)	学	校教育	育 関	係	幼稚園・小学校・中学校、学校給食等
(18)	社	会 教 育	育 関	係	生涯学習、文化、社会体育等
(19)	そ	の他	関	係	その他の事業(交通安全、公共交通等)

### 【参考資料】

### 合併協定項目の内容と調整の流れ

合併協定項目の内容

### 基本的な協定項目

### 1 合併の方式

合併の方式については、「新設合併」と「編入合併」の二つの形態があります。

新設合併とは、合併するすべての市町村を廃して、新たに一つの市を置く場合をいい、「対等 合併」又は「合体合併」とも言われます。編入合併とは、一つ以上の市町村を廃して、その区域 を既存の他の市に加える場合をいい、「吸収合併」とも言われます。

新設合併と編入合併のどちらの形態をとるかによって、合併にかかる事務手続き等も大きく変わってきますので、合併関係市町村の規模や形態、合併に向けての経過などの状況を慎重に協議して、合併の形態を選択することになります。

### 2 合併の期日

合併の期日については、法律上の規定はありませんが、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、合併協議会の協議の進捗状況、合併準備の期間、合併関係市町村の議会や県議会の議決など相当な期間等がかかることを踏まえ、総合的に勘案して判断する必要があります。

#### 3 新市の名称

新市の名称については、合併の形態によってその取扱いが異なります。

新設合併の場合は、新しい市の名称を決めなければなりません。決定に当たっては、法的な規定はなく、自由に決めることができますが、市の名称は、住民生活の基本となるものであり、また、住民の一体感を醸成するとともに、地域の歴史や文化を継承し新たに創造するために重要な役割を担うもので、協議会で十分協議される必要があります。

従来は、関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものも多かったようですが、最近は、その地域の歴史や文化、地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多いようです。

また、編入合併の場合、通常は編入する市町村の名称とすることが多いようです。

なお、新設合併の場合や町・村が編入合併により市となる場合には廃置分合の処分の際に、名称が併せて決定されるので、特段の手続きは不要ですが、これ以外の編入合併に伴い市町村の名称を変更する場合には、あらかじめ都道府県知事に協議し、名称を条例で定める必要があります。

### 4 新市の事務所の位置

新設合併の場合には、新たに事務所の位置を定めなければなりません。

編入合併の場合には、編入する市町村の役所・役場を新市の事務所とし、編入される市町村の 役所・役場は支所とするのが一般的です。

事務所の位置は、地方自治法の規定に基づき条例で定めることとされています。また、位置を 定めるに当たっては、地方自治法で「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官 公庁との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされています。

また、新庁舎の建設が予定されている場合には、協定の中では、利便性の高さ、施設・設備の充実度、議場や事務所の広さ等の観点から、仮に事務所の位置を決めておき、新市としてスタートし、一体感が醸成された後に事務所の位置を正式に決定する方法もあります。

なお、事務所の位置を定める条例を制定するときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の同意が必要となります。

### 5 財産及び債務の取扱い

合併前の市町村が持っていた財産(土地、建物及び債権)及び債務等は、すべて新たな市に引き継ぐのが通例であり、公の施設についても、引き続き新たな市の公の施設として設置していくことを協議して決める必要があります。

また、市町村の廃置分合が行われる場合において財産処分を行うときは、関係市町村の議会の議決が必要となります。

なお、合併関係市町村の中に、その財産を新たな市に引き継ぐのが適当でない特別の事情がある場合は、協議により、地方自治法に基づく財産区を設置することも可能です。

#### 合併特例法に規定されている協定項目

### 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

編入合併の場合は、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、編入する市町村の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職するのが原則ですが、特例措置として、(1)増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とするか、(2)編入する市町村の議会の残任期間だけ在任し、さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数とするかいずれかを採ることもできます。

この措置を適用するか否かは、協議会で協議されることとなりますが、この協議は、合併関係 市町村の議会の議決を経る必要があり、協議が成立した際には、合併関係市町村は直ちにその内 容を告示することとなっています。

編入合併の場合の一般原則及び特例措置の内容については、次のとおりです。

#### 原則

編入される市町村の全議員が失職します。ただし、合併に伴う人口増加のため、議員定数を増加したときは、増やした人数分について、定数を増やした日から50日以内に増員選挙を行います。

#### 定数特例

編入される市町村の区域を選挙区として、合併後50日以内に増員選挙を行います(任期は、 編入する市町村の議員の残任期間)。

増員定数 = 編入する市町村の条例定数×(編入される市町村の人口)÷(編入する市町村の人口)

#### 在任特例

編入される市町村の全議員が編入する市町村の議員として在任します(任期は、編入する市町村の議員の残任期間)。

### 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

### 合併後1農業委員会を設置(原則)

編入される市町村の農業委員会は廃止され(したがって、編入される農業委員会の選挙委員、 選任委員はともに身分を失い)、編入した市町村につき1個の農業委員会となります。(編入 した市町村の農業委員会は、そのまま存続し、当該市町村の農業委員会の農業委員の身分は選 挙委員、選任委員ともに変動しません。)

#### 合併後1農業委員会を設置(在任特例)

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併後の新市町村の 農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの(すなわち、編入される側の市町村の選 挙委員)は、合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定めた数の者に限り、その編入 をする合併関係市町村の農業委員会の選挙委員の残任期間は、引き続き合併後の新市町村の選 挙委員として在任することができる。(40人を超える場合は、これら関係委員全員の互選に より、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出します。)

なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければならなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。)により講ずることができます。

選任委員については、編入した農業委員会の選任委員は、引き続き存続しますが、編入された農業委員会の選任委員は、失職します。

#### 合併後2つ以上の農業委員会を設置(原則)

合併後の新市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に規定する要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000ha を超える、または農地面積7,000ha を超える)は、新市町村に2つ以上の農業委員会を設置することができます。(この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければならない。選任委員については、各委員会ごとに合併の日に選任します。)

### 合併後2つ以上の農業委員会を設置(在任特例)

合併後2つ以上の農業委員会を設置する場合、各農業委員会ごとに選挙委員の任期等に関する在任特例があります。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村(編入した市町村)は、新たに設置された合併市町村とみなされます。なお、この場合の選任委員については、合併の日に併せて選任することとなります。

#### 合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置(特例)

合併後の新市町村が、(1)の(ウ)で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000ha を超える、または、農地面積が7,000ha を超える)であって、新市町村に置かれる2つ以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することとができます。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

### 8 地方税の取扱い

市町村が課することのできる税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と入湯税、都市計画税、国民健康保険税などの目的税があります。

このうち、税率が法で定められ変更の余地のない税率(一定税率)によりすべての市町村が課している税目「市町村たばこ税」、「特別土地保有税」以外は、合併関係市町村間で税目によって税率が異なっている場合や課税する税目が異なっている場合があります。

こうした場合、合併後直ちに、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることにより、 住民負担に均衡を欠くこととなることもあることから、合併特例法では、「合併が行われた日の 属する年度及びこれに続く5年度に限り、その均衡を欠く程度を限度として、課税をしないこと (課税免除)又は不均一の課税をすることができる」こととされています。

合併後、課税免除又は不均一課税をするか否か、また、課税免除又は不均一課税をする場合は、 その税目、実施時期等について、協議会で協議し、取り決めを行った上で、新市の条例でこれを 定めることになります。

### 9 一般職の職員の身分の取扱い

編入合併における編入される市町村においては、合併が行われた場合には、市町村の法人格が 消滅するため、一般職の職員は失職することになります。

しかし、合併特例法において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められており、協議会において、合併関係市町村の一般職の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の取り決めを行うことが必要になります。

また、合併特例法には、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、

職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められており、新設合併の場合には、合併関係市町村の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その状況を比較検討し、合併の前後で著しい不均衡が生じないように取り決めておくことが必要です。

なお、全体の職員数については、採用調整などにより、新市の規模に見合った職員数に調整されることとなります。

### 10 新市基本計画

新市基本計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすもので、合併協議会により作成されます。

また、合併新法に基づく様々な財政支援措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成 が前提となっています。この計画の作成に当たっては、合併新法の規定により、次のことに十分 配慮することとされています。

### 合併市町村のまちづくりを総合的かつ効果的に推進すること

単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とし、計画の内容が現実困難なものとなったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものになったりするのではなく、真に合併市町村のまちづくりに資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けされた着実な計画とすること。

### 合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ること

旧市町村意識を早期に解消し、合併市町村のまちづくりを進めるための推進基盤を確立するとともに、その計画の実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準を高め、併せて組織及び運営の合理化を図る必要があること。

#### 合併市町村の均衡ある発展に資するように適切に配慮すること

地域の特性を活かしバランスのとれた振興整備等の方向が示されるということ。

また、新市基本計画の具体的内容は、合併協議会で合併関係市町村の自主的・主体的な判断により策定されるものですが、合併新法の規定により、計画に盛り込むべきものとして、次の事項が例示されています。

### 合併市町村のまちづくりの基本方針

合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本等を定めます。

合併市町村又は県が実施する合併市町村のまちづくりの根幹となるべき事業に関する事項 合併市町村の方針を実現するための事業について、その大綱を定めます。

#### 公共的施設の統合整備に関する事項

支所や出張所の統廃合、小中学校の統廃合等、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めます。

### 合併市町村の財政計画

計画期間については、合併市町村が一体となるまでに要する期間、ないしそのための事業・施策の実施期間として最低5年から10年程度は要するとされていることや、普通交付税の

算定の特例(合併算定替)の期間などの財政支援措置を目安として、10年間が適当と考えられます。策定に当たっては、地方交付税、国県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることがないようにする必要があります。

### 11 地域自治区の取扱い

合併新法の規定により、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを 実現させるために、合併前に合併関係市町村間の協議により、旧市町村の区域を単位として、必 要な区域に地域自治区を置くことができます。

地域自治区等は、合併市町村における関係区域に関する事務について、新市の長の諮問に応じて、または必要に応じて意見を述べることになります。また、新市の長は、市町村基本計画を変更しようとするときには、地域自治区が置かれている場合は、その意見を聞かなければならないこととされています。

地域自治区については、第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」の中で、住民自治の強化を図るとともに、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在能力を発揮する仕組みをつくっていくため、基礎自治体内の一定の区域を単位とする地域自治区を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきである(抜粋)と記されています。

#### その他必要な協定項目

### 12 特別職の職員の身分の取扱い

編入合併では、編入する市町村の特別職の職員の身分は変動しませんが、編入される市町村においては、市町村長等の特別職はすべて失職することになります。

しかしながら、合併に関与した市町村の特別職の職員が失職することにより、合併後の事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、これらの特別職の職員を当分の間、新市の副市町長、顧問、参与等といった形で特別職とする場合もあり、こうした特別職の職員をどのように処遇するかについては、協議会で協議する必要があります。

### 13条例、規則等の取扱い

編入合併では、編入される市町村においては、合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効、編入する市町村の条例、規則が適用されます。

なお、編入合併において、地方税の不均一課税等、事務事業の一元化による制度改正等がある場合は、編入する市町村の条例、規則についても、一部改正の必要があります。

### 14 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織や機構は、合併後の円滑な行執行のために、条例や規則等に基づいて、早期に確立する必要があります。

また、新市の事務組織や機構の整備のための準備については、合併関係市町村間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市の将来の効率的な事務運営につながるよう、内容を固めておくことが必要となります。

なお、支所または出張所を設ける場合は、その位置、名称及び所管区域を条例で定める必要があります。

### 15 一部事務組合等の取扱い

合併関係市町村が構成団体となっている地方自治法に定める一部事務組合等については、組合を構成する市町村が編入される場合は、合併前の市町村の法人格が消滅するので、組合からの脱退手続が必要になります。合併関係市町村と広域行政事務を共同で行っている関係地方自治体と協議の上、その取扱いを決める必要があります。

### 16 使用料、手数料等の取扱い

合併関係市町村間で同一目的の施設や同一種類の事務について、その使用料、手数料が異なっている場合には、あらかじめその取扱いについて十分に検討し、調整を図っておくことが必要です。なお、使用料や手数料については、条例や規則で定めることになっていますので、関係条例等の取扱いを含めて協議することになります。

これらの協議、調整に当たっては、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われることが必要です。

### 17 公共的団体等の取扱い

農協、漁協、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、文化団体、体育団体等の公共的団体等のあり方は、原則としてそれぞれの団体が自主的に決定すべき事項ですが、合併特例法では、合併に際し合併市町村の区域内の公共的団体等は、合併市町村一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないとされています。

地方公共団体の長は、当該区域の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これらを指揮監督できることとされていることから、できるだけ公共的団体の統合がなされるよう協議会において検討しておくことが必要と考えられます。

### 18 補助金、交付金等の取扱い

合併関係市町村においては、それぞれの施策として、各種団体に対して補助金や交付金を交付 していますので、合併に際しては、これら制度の調整が必要となります。

それぞれの制度の経緯や実情等を踏まえて、新市の振興にどのように役立っていくのかを明確にするとともに、新市の財政状況等に配慮しつつ取扱いを検討することになります。一般的には、同種の補助金は統一し、異なった補助金等については、合併市町村全体の均衡を考えて調整することになります。

### 19 自治会・行政連絡機構の取扱い

地域自治の基本となる自治会組織等のコミュニティ施策については、住民活動の高揚に資する ことから、新市において引続き推進していく必要があります。

### 20 町名・字名の取扱い

町、字の区域や名称は、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとって大変愛着の深いものですから、合併しても一般的には、従来どおり存続させる場合が多いようです。

町、字の新設・廃止またはその名称の変更をしようとする場合は、合併関係市町村間で、その 内容を協議した上で、合併後に新市の議会の議決を経て都道府県知事に届けなければなりません。

#### 2 1 慣行の取扱い

市町村民憲章、市町村民歌、市町村の花・木・鳥、各種宣言、市町村民祭り等の各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきも強いため、その地域でしっかり受け継いでいくべきものです。しかしながら、新市の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ早く統一することも必要であり、これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら、取扱いを協議しておく必要があります。

なお、編入合併の場合には、編入する市町村のものを継承する場合が一般的です。

#### 22 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険は、市町村が保険者となって、住民から保険税を徴収して運営していますが、保 険制度の運営状況が異なるため、負担割合も異なっていることがあります。

合併関係市町村間で、国民健康保険制度が異なっている場合には、地方税の取扱いと同様に、 不均一課税とすることもできますが、当該制度の趣旨から、できるだけ早く統一していく必要が あります。その際には、負担と給付の内容について、合併市町村間で不均衡が生じないよう、か つ急激な負担の変化がないように調整することが必要です。

### 23 介護保険事業の取扱い

市町村が保険者として運営している介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なる場合が あり、早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図る必要があります。

#### 24 消防団の取扱い

地域消防・防災における消防団の住民生活に果たす役割は、非常に重要となっています。合併 後、新市において迅速な対応・活動ができるように、合併後の組織構成等について協議し、合併 時に統合することが適切です。ただし、合併関係市町村において組織構成、待遇等が異なるので、 暫定的に従来のままとし、順次、改編していくことも考えられます。

### 25 各種事務事業の取扱い

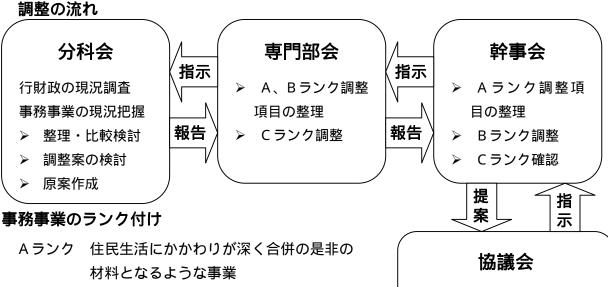
各種事務事業の調整に当たっては、次のような考え方に基づき行う必要があります。

- ・一体性の確保(住民生活に支障のないように速やかな一体性の確保に努める。)
- ・住民福祉の向上(住民サービス及び住民福祉の向上に努める。)
- ・負担の公平(負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。)
- ・健全財政の確保(新市における健全財政の確保に努める。)

Bランク 幹事会までの行政レベルで調整可能な事項

C ランク 専門部会までの行政レベルで調整可能な事項

・行政改革の推進(行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。)



▶ A ランクの協議

▶ B 、C ランクの確認

### 協議第9号

### 事務事業一元化の基本的な考え方について

事務事業一元化の基本的な考え方について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日提出 平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日確認

小林市・野尻町合併協議会会長堀泰一郎

### 事務事業一元化の基本的な考え方

### 1 目的

小林市、野尻町は、それぞれの歴史の中で培われたまちづくりを行ってきた。

このような中、小林市、野尻町が合併した場合、1市1町において実施している制度や事務事業等について、これまでの各市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、住民生活に及ぼす影響等に配慮しながら一体化の調整を行う必要があるため、合併協定項目の調整方針を定めるものとする。

#### 2 調整の基本原則

### 1 新市の速やかな一体性の確保に努めること

各種証明書の発行や申請の手続き、福祉サービスの利用、各種施設の利用など住民 生活に係る事項は、住民生活に混乱を来さないよう、速やかな一体性の確保に努める ものとする。

### 2 新市における健全財政の確保に努めること

財源の確保に努めるとともに、効率的な財政運営を心がけ、多様化・高度化する行政需要に対応できる財政運営に努めるものとする。

### 3 行政改革の観点から事務事業の見直しに努めること

最少の経費で最大の効果をあげることを基本とした行政改革を推進し、事務事業の 見直しに努めるものとする。

### 4 住民サービス及び住民福祉の向上に努めること

1市1町で実施している各種サービスについて、その内容に差異があるものについては、現行のサービス水準を低下させないようできる限り調整に努めることとする。

### 5 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努めること

住民が直接負担するもの(地方税や各種使用料・手数料)については、その税率や 料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう配慮し、調整に 努めるものとする。

# 6 新市移行期において、サービス、負担の急激な変化に対し、激変緩和措置等の適用について十分な検討を行うこと

一元化することにより住民生活に大きな影響を与えることが予測されるものについては、激変緩和措置などの適用の必要性について検討するものとする。

### 3 調整方針

原則として、小林市の制度等に統一することとする。

この場合、野尻町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来たさないよう必要かつ適正な配慮を加えるものとし、必要に応じて経過措置を設けることとする。

経過措置の期間については、原則として、合併年度及びこれに続く3年度間までとする。

なお、住民サービス・住民負担の適正化推進の観点から、特に必要があると認めるときは、小林市の制度等の見直しなど、総合的な調整を行うものとする。

### 事務事業の調整方針

事務事業の調整方針は、概ね次の分類のいずれかによることとする。

### ア 小林市の制度等に統一(適用)する。

1市1町間で相違があるが、小林市の例にならい調整し、新市発足の日から施 行する事項。

### イ 野尻町の制度等を適用(統一)する。

1市1町間で相違があるが、野尻町の例にならい調整し、新市発足の日から施 行する事項。

### ウ現行のまま、新市に引き継ぐ。

1市1町で同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ事項。

### エ 当面現行どおりとし、合併後 年を目処に新たな制度等を制定する。

1市1町間で相違があるが、新市発足の日から施行するよりも、新市において、

新市の状況を見ながら新たな制度等を制定し、できるだけ速やかに調整する事項。

### オ 合併後 年を目処に統合するよう調整に努める。

1市1町間で相違があり、新市発足の日から当分の間は、旧市町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で統合する事項。

### カ 合併後 年を目処に廃止の方向で調整する。

社会情勢の変化等により制度の必要性がなくなり、廃止することが適当な事項。 新市発足の日の前日までに廃止する事項と、新市発足の日から当分の間は旧市 町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止する事項が考えられる。 また、廃止する理由を明確に示す必要がある。

上記は、基本的な表現の例であり、調整方針の作成にあたっては、時期や方法など、可能な限り具体的に表現するものとする。

### 協議第10号

### 合併の方式について

合併協定項目第1号「合併の方式」について、次のとおり提案する。

西諸県郡野尻町の全区域を小林市の区域に編入する「編入合併」とする。

平成20年12月14日提出

平成20年12月14日確認

小林市・野尻町合併協議会 会 長 堀 泰 一 郎

### 【参考資料】

### 合併の方式

市町村の合併の法律上の根拠は何ですか。

市町村の合併は、あくまでも「市町村の廃置分合」の一形態ですから、その法律上の根拠は、市町村の廃置分合について規定した地方自治法第7条にあります。

そして、市町村の合併について、様々な法律の特例措置等を定めているのが、「市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)」です。

市町村の合併とは、どのように定義されるものですか。

合併新法第2条では、「市町村合併とは、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」とされています。

市町村の合併は、通常、「新設合併(対等合併)」と「編入合併(吸収合併)」の2つに分けることができます。

新設合併とするのか、編入合併とするのかは、合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものとなります。

### 新設合併と編入合併の違い

新設合併と編入合併の違いは、「新設合併と編入合併の比較表」(89~90頁)のとおりですが、どちらの形態をとるかによって、合併にかかる事務手続き等も大きく変わってきますので、合併関係市町村の規模や形態、合併に向けての経過などの状況を慎重に協議して、合併の形態を選択することになります。

### 【編入合併と新設合併の比較表】

A 7	区分		ニ 新設 吉 併の 比較 衣 』 編入合併	新設合併		
			市町村の区域の全部若しくは一部を	2 以上の市町村の区域の全部若しく		
定	定義		他の市町村に編入することで市町村の	は一部をもって市町村を置くことで市		
		我	数の減少を伴うもの	町村の数の減少を伴うもの		
注	 法 人 格			ーディッの数のパグを行うもの 新たに法人格が発生する。		
			編入をする市町村の名称となる。	新たに定める。		
<sup>ロ</sup>	名	称	温度へん から いっぱい ひ 口 か こ な ら。	初たにためる。		
事	 務	 所	 一般的には、編入をする市町村の事務	 新たに定める。		
の の	位	置	所の位置となる。	利ににためる。		
0)	I <del>M</del>	<u>_</u>	編入をする市町村の議員はそのまま	合併関係市町村の議員は、その身分を		
			無人をする市町村の議員はそのよよ 在任し、編入される市町村の議員はその	失う。		
				大う。 地方自治法に定める定数の議員の選挙		
			身分を失う。(ただし、合併により著し			
	原	則	く人口の増加があった場合には、地方自	(設置選挙)を行い、新議員を選出する。		
			治法に定める議員定数の範囲内で増員	任期は、設置選挙の日から4年		
			選挙を行うことができる。)			
			任期は、編入をする市町村の議員の残			
			任期間			
			合併関係市町村の協議により次の			
			· ·			
議						
会				の議員を置くことができる。		
議						
			挙区を設けて定数を配分することが			
			できる。			
			(在任特例制度)	(在任特例制度)		
	特	例	編入される市町村の議会の議員で	合併関係市町村の議会の議員で当		
			当該合併市町村の議会の被選挙権を	該合併市町村の議会の議員の被選挙		
			有することとなるものについて、編入	権を有することとなるものは、全員、		
			をする市町村の議会の議員の残任期	2年以内の間引き続き在任できる。		
			間相当在任することができる。なお、			
			合併時に「定数特例」又は「在任特例」			
			を適用する場合には、合併後最初に行			
			われる一般選挙により選出される任			
			期相当期間についても、「定数特例」			
			を用いることができる。			
	特	例	(在任特例制度) 編入される市町村の議会の議員で 当該合併市町村の議会の被選挙権を 有することとなるものについて、編入 をする市町村の議会の議員の残任期 間相当在任することができる。なお、 合併時に「定数特例」又は「在任特例」 を適用する場合には、合併後最初に行 われる一般選挙により選出される任 期相当期間についても、「定数特例」	合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙 権を有することとなるものは、全員		

	区分		編入合併	新設合併		
農			編入される市町村の委員はその身分	合併関係市町村の委員は、その身分を		
業	原	則	を失い、編入をする市町村の委員はその	失う。新たに選挙及び選任により委員を		
委			まま在任する。	選出する。		
安員			編入される市町村の委員(選挙による	合併関係市町村の委員(選挙による委		
会			委員)のうち、合併市町村の農業委員会	員)のうち、合併市町村の農業委員会の		
委	特	例	の委員の被選挙権を有することとなる	委員の被選挙権を有することとなる者		
員			者は、40人までの範囲で編入する市町	は、10~80人の範囲で1年以内の間		
只			村の委員の残任期間在任できる。	在任できる。		
			編入をする市町村の特別職は身分に変	合併関係市町村の特別職は失職する。		
特	別	職	動はないが、編入される市町村の特別職	なお、合併市町村の首長は、選挙によ		
117			は失職する。	り選出することとなり、助役、収入役等		
				は、新たに任命されることになる。		
_	般		編入をする市町村の職員は在任し、編	引き続き合併市町村の職員として身		
စ	職		入される市町村の職員は、編入をする市	分を保有する。		
0)	44%		町村の職員として身分を保有する。			
			編入される市町村の条例・規則は失効	合併関係市町村の条例・規則はすべて		
条值	列、規	則	し、基本的には編入をする市町村の条	失効し、新たに制定することとなる。		
			例・規則に統一される。			
耳	本 計	画	少なくとも、編入される市町村の区域	合併関係市町村全域に係る基本計画		
タ の	平 <sub>미</sub>	成	についての基本計画を作成する必要が	を作成する必要がある。		
	IF	成	ある。			

### (注1)

農業委員会の委員については、合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合について記載。 農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

### (注2)

合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。

### 協議第11号

### 合併の期日について

合併協定項目第2号「合併の期日」について、次のとおり提案する。

合併の期日は、「平成22年3月23日(火)」とする。

平成20年12月14日提出

平成20年12月14日確認

小林市·野尻町合併協議会会 長 堀 泰 一 郎

### 【参考資料】

### 合併の期日

最近の合併事例をみると、協議会における協議期間に合わせて合併の期日が決まるというより、むしろ、合併目標期日があって、はじめて協議会における協議が本格化し、合併の期日に合わせて協議スケジュールを決定している場合が多くなっています。

### (1) 「合併の期日」を決定することの意義

合併関係市町村間における共通の目標が設定されることとなる。 新市発足の時期、新たなまちづくりの出発点を明確にすることとなる。 新市基本計画の時期を明確にすることとなる。

### (2) 「合併の期日」を決定するにあたっての配慮事項

合併に至るまでの諸手続に要する期間を見込むこと。

新市発足と同時に、安定した住民サービスが提供できるよう、事務事業等の整理期間を見込むこと。

市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)の期限(平成22年3月末)を考慮すること。

### (3) 小林市・野尻町合併協議会のスケジュール(案)

別添の「小林市・野尻町合併協議会のスケジュール(案)」(69頁)のとおり

### <参考>

### 市町村の合併の特例等に関する法律(抜粋)

附則

第2条 この法律は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

### 【協議事項説明資料】

### 合併の期日に関する基本的な考え方

- 1. 市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)の期限は平成22年3月31日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合、同法に基づく財政支援措置等(地方交付税の算定の特例・地方債の特例等)は受けられないことになります。
- 2. 市町村が合併するためには、関係市町村の各議会において議決してから都道府県 知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、都道府県知事より 総務大臣への届出、総務大臣による告示など、さまざまな手続きが定められてお り、相当の日数を要することとなることから、この点を十分考慮して合併の期日 を定める必要があります。
- 3.合併の期日の決定にあたっては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、 住民生活への影響、合併時に予定される事務事業または公的行事との関係、協議 会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便 性等を総合的に勘案して判断すべきです。
- 4.合併新法期限(平成22年3月31日)間際の合併は、年度末と重なり事務が煩雑となり、さまざまな混乱を来たすことが予想されることから、これを避けることが適切です。
- 5.事務所の移転や電算システム切り替えにおけるトラブルを防ぐため、合併期日は 土日等の休日明けが望ましいと考えられます。
- 6. 先進事例を見る限り必ずしも特定期日に限られるものではなく、各市町村のそれぞれの事情により期日が定められています。

### 平成22年3月23日(火)を合併期日とする理由

### 1.市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)の期限

「合併の期日」は、具体的な合併期日を決定する必要があり、合併新法期限内(平成22年3月31日まで)の合併が大前提となります。

合併新法期限内の合併には、さまざまな支援措置があります。

### (1) 主な国の支援措置

合併推進債による措置(充当率90%、交付税算入率・元利償還金の40%)

・合併市町村のまちづくり等に対する財政措置

合併前後の臨時的経費に対する財政措置

- ・普通交付税による措置(合併算定替・平成21年度合併は5年、合併補正等)
- ・特別交付税による措置(合併準備経費、合併移行経費、公債費負担格差是正等)

### (2) 主な県の支援措置

・市町村合併支援交付金

### 2. 住民サービス等との関係

(1) 住民サービスへの影響

安定した住民サービスの提供を確保するためには、円滑な事務事業の移行が求められ、間違いが許されない自治体としては、1日でも長い準備期間が必要です。

#### (2) 事務事業の引継ぎ

合併により行政の組織・機構が再編され、それに伴って事務用品の移転が発生します。合併時に、職員がスムーズな住民サービスを行うためには、休日に移転作業を終え、人事異動に伴う事務の引き継ぎを行う必要があります。

(3) 電算システム等の設置、点検

現在、電算システムは、自治体業務の基幹的役割を担っており、新市発足と同時に安全かつ確実に稼動することが肝要です。住民サービスに支障をきたさないためには、合併前の平常業務終了後に電算機器の設置、システムの点検まで確実に終了しておかなければなりません。

そのため、休日を利用して合併日に向けた準備をすべて終了させ、住民への諸証明書の発行業務などのトラブル防止に備えることが必要です。また万一、合併日に電算システムのトラブルが発生した場合、速やかな復旧が必要となります。

### 3.事務事業・公的行事等との関係

旧市町における平成21年度の事務事業、各種の公的行事が、概ね終了することが可能であると考えられます。

### 4. 市長・議会議員・農業委員会の委員の選挙・議会等との関係

小林市農業委員会委員の選挙委員の任期満了が平成22年3月19日のため、合併前に選挙を執行します。2町の農業委員会の選挙委員は、在任特例を適用する場合、通算4年8か月の在任期間となります。選任委員(議会推薦委員・各種団体推薦委員)の選任等についても配慮し、業務が停滞しないよう留意する必要があります。

2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合は、合併期日から50日以内に増員 選挙を行うことになります。なお、市長は平成22年4月23日で任期満了のため、 市長選挙と議会議員増員選挙の告示日、投票日を日程調整する等、効率的な選挙執行 により、選挙経費を節減することが望まれます。

## 合併の期日に関する比較検討表

### 平成22年3月23日(火)

	1 = 7 = =
	合併への住民の合意形成・周知、準備期間をより長くとることができる。
	年度末ぎりぎりを避けることで、窓口業務の混乱を少なくできる。
メリット	3連休明けであるため、休日中に電算システム等を移行しやすい。また 合併に伴う事務所移転作業にも都合がよい。
	旧市町での平成21年度の事務事業、公的行事が概ね終了している。
	3月定例議会が閉会していることが想定されるため、4月中旬に予定される市長の任期満了選挙と、2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合の増員選挙の日程調整がしやすい。
	月の途中での新市移行となるため、月を単位とする事務事業において、 事務量の増加が見込まれる。
デメリット	2町における学校業務において入学式等の案内通知や学校の名称( 市立)の変更について、変更期間や周知期間がほとんどないため、学校 関係者及び児童生徒が混乱しないよう、十分留意する必要がある。

### 平成22年1月1日(金)

	年末年始期間であり、移転作業や電算システムの移行等に都合がよい。
メリット	閉庁日のため事務の引継ぎがしやすく、窓口業務における電算システム のトラブルに備え、開庁日に合わせてスムーズに移行できる。
デメリット	合併期日が合併新法の適用期限より3ヶ月早まるため、電算システム統合等の合併準備期間、住民の合意形成・周知期間が十分確保できない。
	平成21年度の事業・予算の執行期間が短いため、留意する必要がある。

### 平成22年2月12日(金)

	年度末ぎりぎりを避けることで、窓口業務の混乱を少なくできる。
メリット	前日が閉庁日のため、事務の引継ぎがしやすく、窓口業務における電算システムのトラブルに備え、開庁日に合わせてスムーズに移行できる。また、翌日が閉庁日のため、窓口業務における電算システムのトラブル対応やシステムの復旧に速やかに対応できる。
	住民税の確定申告直前であり、申告事務への影響が予想される。
デメリット	2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合、増員選挙が年度末に実施されることが想定される。また、市長の任期満了選挙が4月中旬に予定されているため、選挙が相次ぎ業務が煩雑化する可能性がある。

### 平成22年3月1日(月)

	年度末ぎりぎりを避けることで、窓口業務の混乱を少なくできる。
	月初めのため、契約、職員給与等の日割計算が発生しない。
メリット	前日が閉庁日のため事務の引継ぎがしやすく、窓口業務における電算シ ステムのトラブルに備え、開庁日に合わせてスムーズに移行できる。
	合併に伴う人事異動から平成22年度のスタートまで1か月間を確保 できるため、事務執行における混乱を一定程度緩和できる。
	旧市町での平成21年度の事務事業、公的行事が概ね終了している。
	住民税の確定申告期間中であり、申告事務への影響が予想される。
デメリット	2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合、増員選挙が年度初めに 実施されることが想定される。また、市長の任期満了選挙が4月中旬に 予定されているため、業務が煩雑化する可能性がある。

### 平成22年3月31日(水)

メリット	合併への住民の合意形成・周知、準備期間をより長くとることができる。
ブリット	旧市町での平成21年度の事業・予算の執行期間を最大限活用できる。
	年度末で住民の転入・転出が最も多い時期のため、窓口業務が大変混乱 する恐れがある。
デメリット	前日が開庁日のため、合併に伴う移転作業、電算システムの移行、合併 当初の窓口業務のトラブルへの対応などの時間がとりにくい。
	打切り決算となるため、出納整理期間がない中で1年分の支払事務や決 算事務が必要となるなど事務量が増える。また国・県支出金の受入が集 中するなど収入支払件数も多く、暫定予算編成など細かな注意が必要。

### 新市発足のために必要な準備作業項目

新市移行に伴う事務手続きの変更等の住民への情報提供、周知徹底

協議・調整内容に即した小林市の条例・規則等の制定、改正等

電算システム統合(システム開発、データ移行、仮稼動、研修、リハーサル)

旧市町の決算準備、新市暫定予算、新年度当初予算の調製

新市の事務機構・組織の整備、名称の統一

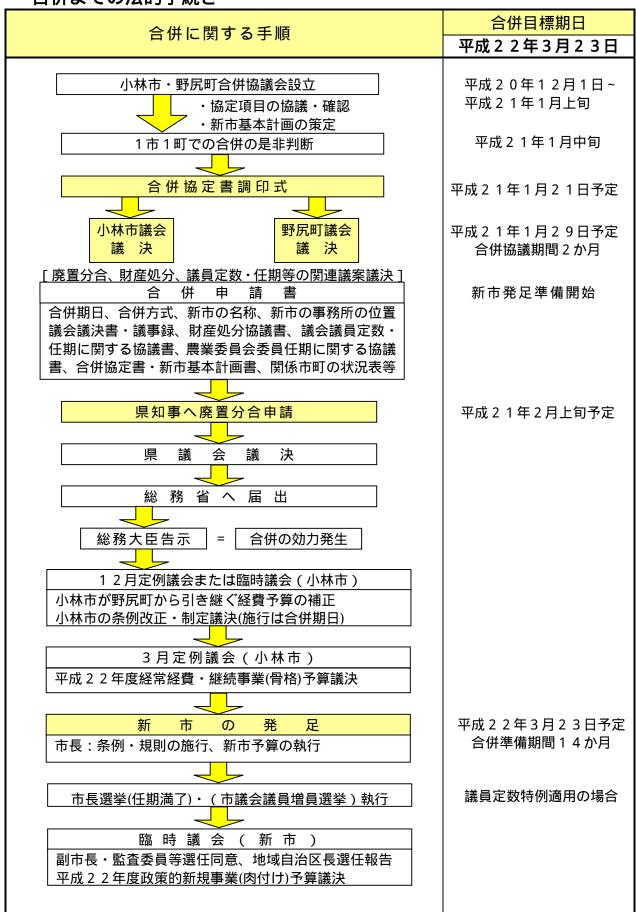
新市の職名の統一及び人事配置

一部事務組合等の脱退及び加盟、解散手続き

各公共施設等の案内看板等の変更作業

庁舎レイアウト変更及び改装

### 合併までの法的手続き



### 全国の合併事例における法的手続・準備期間の状況 【最近の編入合併の事例】

	岡山県 岡山市 (1市2町)	埼玉県 熊谷市 (1市1町)	神奈川県 相模原市 (1市2町)	栃木県 宇都宮市 (1市2町)	宮崎県 延岡市 (1市1町)
法定協議会設置	H17.12.21	H18. 4. 1	H17. 4. 1 H18. 4.12	H18. 7.25	H18. 8. 1
合併協定書調印	H18. 5.21	H18. 7.13	H18. 1.26 H18. 6. 7	H18.10.20	H18.11.13
廃置分合議決	H18. 6.26	H18. 7.24	H18. 3. 8 H18. 6.30	H18.10.30	H18.10.30
廃置分合申請	H18. 6.29	H18. 7.27	H18. 3.17 H18. 7.10	H18.11. 1	H18.11.13
都道府県議会議決	H18. 9.29	H18.10.12	H18. 7.11 H18.10. 6	H18.12.18	H18.12.14
総務省告示	H18.10.24	H18.11.10	H18. 8. 7 H18.11. 2	H18. 1.19	H19. 1.19
合併期日	H19. 1.22	H19. 2.13	H19. 3.11	H19. 3.31	H19. 3.31
法定協設置から廃置分合 議決までの月数( ~ )	6 か月	3 か月	1 1 か月 3 か月	3 か月	3 か月
廃置分合議決から合併 までの月数( ~ )	7 か月	7 か月	1 2 か月 8 か月	5 か月	5 か月
法定協設置から合併ま での月数( ~ )	13か月	10か月	23か月 11か月	8 か月	8 か月

神奈川県相模原市は、城山町、藤野町とそれぞれ合併協議会を設置し、合併期日は同日となっている。

	佐賀県 佐賀市 (1市3町)	愛知県 豊川市 (1市2町)	静岡県 島田市 (1市1町)	福島県 福島市 (1市1町)	当合併 協議会 (1市1町)
法定協議会設置	H18. 9.29	H19. 6. 9	H18.12.15	H19. 1. 1	H20.12. 1
合併協定書調印	H18.12.20	H19. 8. 6	H19. 8. 7	H19. 6. 5	H21. 1.21 予定
廃置分合議決	H18.11.14	H19. 8.16	H19. 9.28	H19. 6. 8	H21. 1.29 予定
廃置分合申請	H18.12.26	H19. 8.16	H19.10.17	H19. 8. 8	
都道府県議会議決	H19. 3. 6	H19.10.12	H19.12.20	H19.10.11	
総務省告示	H19. 4. 2	H19.11. 9	H20. 1.30	H19.11. 9	
合併期日	H19.10. 1	H20. 1.15	H20. 4. 1	H20. 7. 1	H22. 3.23 予定
法定協設置から廃置分合 議決までの月数( ~ )	1 か月半	2 か月	9 か月半	5 か月	2 か月
廃置分合議決から合併 までの月数( ~ )	11か月半	5 か月	6 か月	13か月	14か月
法定協設置から合併までの月数( ~ )	13か月	7 か月	15か月半	18か月	16か月

### 合併事例が多い合併期日の状況 (平成11年4月~平成18年4月)

合併期日	件数	比率
10月 1日	7 2 件	17.6%
4月 1日	7 0 件	17.1%
1月 1日	6 5 件	15.9%
3月 1日	4 1 件	10.0%
11月 1日	3 0 件	7 . 3 %
3月31日	3 0 件	7 . 3 %
3月20日	2 5 件	6 . 1 %
3月22日	2 5 件	6 . 1 %
3月27日	19件	4 . 6 %
2月 1日	1 7 件	4 . 1 %
3月28日	16件	3 . 9 %
合 計	4 1 0 件	100.0%

### 平成22年(2010年)1月

日	月	火	水	木	金	±
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1日~3日・年始閉庁日、11日・成人式 11日・建国記念の日

### 平成22年(2010年)3月

日	月	火	水	木	金	±
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

21日・春分の日、22日振替休日

### 平成22年(2010年)2月

B	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

### 【参考法令等(条文等抜粋)】

### 地方自治法

(市町村の廃置分合及び境界変更)

- 第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道 府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣 に届け出なければならない。
- 2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。
- 4 前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。
- 5 第1項及び第3項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。
- 6 第1項及び前3項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議 会の議決を経なければならない。
- 7 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項若しくは第4項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 8 第1項、第3項又は第4項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

#### 地方自治法施行令

(廃置分合の場合の事務の承継並びに消滅団体の収支決算)

- 第5条 普通地方公共団体の廃置分合があった場合においては、その地域が新たに属 した普通地方公共団体がその事務を承継する(略)。
- 2 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以ってこれを 打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であった 者がこれを決算する。
- 3 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。
- 4 第2項の規定による決算は、その認定に関する議会の議決とともに、都道府県に あっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に報告し、且つ、その要領を 住民に公表しなければならない。

### 市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)の概要

### (1)合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法 人格を有する区(合併特例区)を一定期間(5年以下)設置できる制度を創設する。 区長、合併特例区協議会を置く(公選としない)。

課税権、起債権はなし。

住所の表示にはその名称を冠する。

法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

### (2) 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

合併に関する障害除去のため、地方税の不均一課税、議員の在任特例等、現行合併特例法の特例措置は基本的に存置。

合併特例債は廃止。合併算定替は、現行の特例期間10年(+激変緩和5年)を 段階的に5年(+激変緩和5年)に短縮。

人口3万人以上を有すれば、市となることができる3万市特例については存置。

### (3)市町村合併推進のための方策

総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定

都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村 の合併の推進に関する構想を策定

都道府県知事は、構想に基づき、

申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあっせん、調停を行わせることができる。

合併協議会設置の勧告を行うことができる。勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することとし、議会が否決した場合等には、住民が6分の1以上の有権者の署名により又は市町村長が住民投票を請求することができる。

合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し、勧告を行うことができる。

この法律は5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日まで)の限時法とする。

# 協議第12号

### 新市の名称について

合併協定項目第3号「新市の名称」について、次のとおり提案する。

新市の名称は、「小林市」とする。

平成20年12月14日提出

平成20年12月14日確認

小林市·野尻町合併協議会 会 長 堀 泰 一 郎

### 協議第13号

### 新市の事務所の位置について

合併協定項目第4号「新市の事務所の位置」について、次のとおり提案する。

新市の事務所の位置は、現在の小林市役所(小林市大字細野300番地)とする。 編入された現在の野尻町役場の位置に総合支所を置き、野尻庁舎と呼称する。 現在の紙屋支所については、出張所とする。

平成20年12月14日提出

平成20年12月14日確認

小林市·野尻町合併協議会会 長 堀 泰 一 郎

### 協議第14号

### 新市基本計画策定方針について

新市基本計画策定方針について、次のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日提出 平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日確認

> 小林市・野尻町合併協議会 会 長 堀 泰 一 郎

### 新市基本計画の策定方針

### 1.計画策定の趣旨

本計画は、小林市及び野尻町(以下「1市1町」という。)が持つそれぞれの地域の自然や環境に配慮するとともに、歴史・文化・伝統等を尊重し、1市1町が合併した場合のまちづくりの基本方針を定め、両市町の総合計画を踏まえて総合的な基本計画を策定するものとする。

これにより、1市1町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図る具体的な施策の方向を示すものとする。

### 2.計画策定の指針

- (1)合併後の新市の施策については、有効性・効率性や緊急性・地域性などを 十分検証し、真に必要なまちづくりに資する事業を選定する。
- (2)単にハード面の整備充実だけでなく、ソフト面にも十分配慮した計画とする。
- (3)公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう 十分配慮し、地域性や財政事情等を考慮しながら行うものとする。
- (4)地方交付税、国・県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらず、 健全な財政運営に裏付けられた計画とする。
- (5)本計画の実施を通して、地域住民の生活水準、文化水準等を高める役割を 担うものとし、併せて行政の組織及び運営の合理化を図るものとする。

#### 3.計画内容

(1)計画の対象区域

1市1町の区域

#### (2)計画の期間

合併年度及びこれに続く10年間について定めるものとする。

### (3)計画の構成

本計画は、まちづくりの基本方針、それを実現するための主要施策、公共 的施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成する。

### (4)財政計画

### 策定の趣旨

財政計画は、新市基本計画に定められた施策を計画的に実施していくために、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を行うために策定するものである。

このため、財政計画は、現行制度を基本とし、新市の主要施策を推進するにあたって必要となる財源の見通しと、その重点的・効率的な配分など、計画的な財政運営を図る指針として策定する。

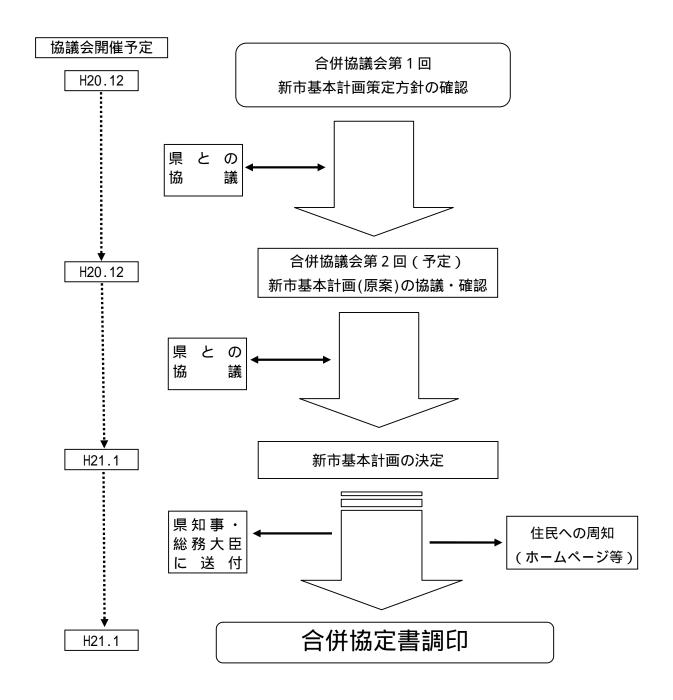
### 策定の基本的な考え方

合併後においても健全な財政運営を行うことを基本に策定するものとし、 合併による歳出の削減効果、合併による市民負担やサービス水準への影響、 更に国及び県による合併に係る財政支援等を反映させて策定するとともに、 新市基本計画を財政面から検証することとする。

### (5)その他

本計画の策定にあたっては、住民と行政が新しいまちづくりの将来像を共有し、その実現に向けてともに行動していくことが重要であることを念頭に 置き、住民の視点に立った計画づくりに努めるものとします。

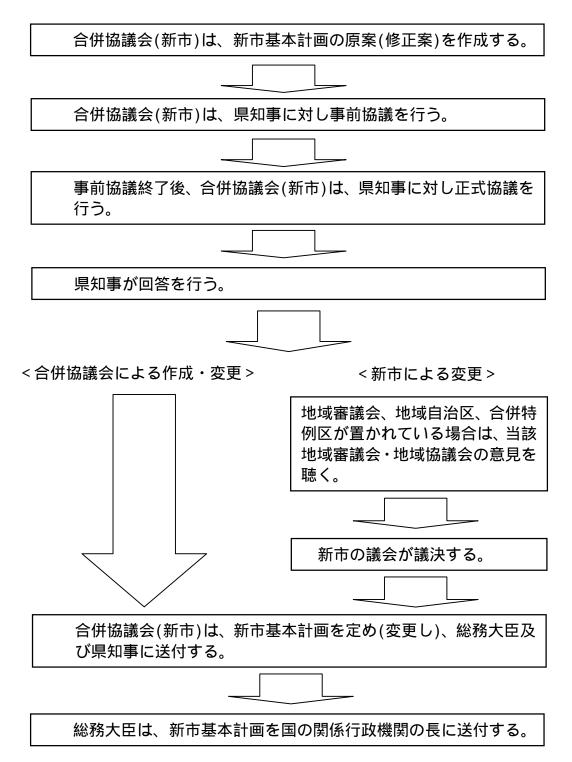
### 新市基本計画策定スケジュールの目安



### 【参考】

### 新市基本計画作成(変更)の手順

新市基本計画の作成については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条で規定されている。作成は合併協議会が行うが、変更については、合併前は合併協議会が、合併後は新市が議会の議決を経て行うことになっている。



### 協議第15号

### 電算システム関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(2)電算システム関係」 について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日提出 平成 2 0 年 1 2 月 1 4 日確認

> 小林市・野尻町合併協議会 会 長 堀 泰 一 郎

### 1 基本方針

電算システム関係については、住民サービスの低下を招くことのないよう、 合併時の安定稼動をめざし、次の基本方針により統合を図る。

- (1) 住民サービスの低下を招かぬよう、合併時からの安定稼動を最優先とし、 統合経費は必要最低限に抑える。
- (2) 住民サービスの向上や行政の効率化につながるように配慮する。
- (3) 個人情報や電算システムで取り扱うデータについては、最大限の注意を払うものとする。

### 2 統合方針

- (1) 小林市のシステムを基本に統合する。
- (2) 住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時に統合しなければならないシステムを選別し、優先的に統合を進める。
- (3) 現在使用している情報関連機器類は、新市に引き継ぎ、有効利用を図る。
- (4) システム統合にあたり、リスクを抑えるため、必要最低限の機能追加以外の 新たなシステム改良は、原則として行わない。
- (5) 1市1町において、新たなシステムの導入やシステム改良は、合併まで原則として行わない。
- (6) 職員に過度な作業負担を強いることがないように考慮する。

### 【協議事項説明資料】

### 1 各市町における電算システムの現状

電算システムは、住民サービス向上、事務の効率化・経費の節減等を目的として、 1市1町において導入されている。

電算システム化された業務を大別すると次のように分類される。

(1) 住民情報系システム

住民に対し、自治体として最も基本的かつ重要な業務 (住民記録、住基ネット、印鑑登録、戸籍、住民税、固定資産税、 国民健康保険税、軽自動車税、選挙管理、国民年金等)

(2) 内部情報系システム

自治体組織内の管理業務(財務会計、グループウェア、人事給与等)

(3) 個別システム

専門性が強い業務(ホームページ、土木積算、上下水道料金等)

(4) 広域ネットワーク

広域で行う業務(地域イントラネット、LGWAN、住民基本台帳ネットワーク等)

住民情報系システム及び内部情報系システムは、1市1町とも概ね電算化が完了しているが、電算システムの構築業者、提供システムは異なっており、合併に伴う統合が必要となる。

個別システムについては、システムの必要性の有無、合併後の取扱い、合併までの 期間等を考慮し、統合について検討する必要がある。

広域ネットワークについては、1市1町ともそれぞれ地域イントラネットを整備・ 運用しており、これ以外にもさまざまなネットワークに接続し、広域での行政活動を 行っており統合が必要になる。

### 2 電算システム統合の必要性

現在、1市1町では、それぞれの電算システムを稼働・運用しながら自治体業務を 行っている。

電算システムには、住民生活に関わる重要な業務と、行政運営の中枢となる業務があり、合併時に業務処理の統一、電算システムの統合がされていなければ、合併直後からの円滑な業務遂行が困難となり、住民サービスに大きな支障をきたすことが危惧される。

特に住民情報系システムは、例えば金融機関におけるオンラインシステム、空港の 航空機管制システムなどと同様に重要な基幹業務システムであり、合併時、適切な電 算システムの統合がなされていなければ社会的問題を引き起こす可能性がある。

このため、住民サービスが低下しないように考慮しつつ、各業務処理・データ・帳票様式の統一などを行い、本庁舎・総合支所及び出張所で処理が可能となるように電算システムを統合しなければならない。

また、1市1町の電算システムが保持しているデータは、システムごとに配列、形式などが異なっているため、合併後に統一した電算処理を行うためには、これらのデータを1市1町で同一の体系としなくてはならない。

このように、合併による電算システム統合では、合併する1市1町の各種手続き、 様式のすり合わせ、各種データ移行等膨大な作業が発生し、この処理には多くの時間 と人手を要するため、できる限り早急に作業に着手する必要がある。

また、広域化する行政需要に迅速に対応するために、1市1町でそれぞれ整備・運用している広域ネットワークを相互に接続し、地域全体の住民サービスを効率的に提供していかなければならない。

### 構成市町の状況 【参考資料】

### 《住民情報系システム》

カトムロ ハノ ホエ	\.\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	,, ++ <del>+</del>	
業務分類	システム名	小林市	野尻町
住民記録	住民記録情報システム		
	公的個人認証システム		
住民登録外	住民登録外システム		
印鑑登録	印鑑登録システム		
戸籍	戸籍システム		
	戸籍住基連携システム		
外国人登録	外国人登録記録システム		
	外国人登録管理システム		
国民年金	国民年金システム		
選挙	選挙システム		
	不在者投票管理システム		
介護保険	介護保険システム		
	介護認定支援システム		
	介護保険オンラインシステム		
	介護保険給付管理システム		
国民健康保険	国民健康保険システム		
	国保資格・特徴・賦課システム		
	国保税収納システム		
	後期高齢者医療システム		
	国保情報データベースシステム		
	高額医療費システム		
福祉諸手当	障害者管理システム		
	行政支援費システム		
	敬老祝金システム		
	福祉・介護手当システム		
	児童手当システム		
	児童扶養手当システム		
福祉医療	重心医療システム		
	乳幼児医療助成システム		
	母子父子家庭医療費助成システム		
	•		•

業務分類	システム名	小林市	野尻町
福祉医療	自立支援システム		
	保育所料金システム		
	保健体育システム		
	生活保護システム		
	身障・療育手帳管理システム		
	栄養管理システム		
	老人保健システム		
	健康管理システム		
農業	農地基本(農家)台帳システム		
	水田情報管理システム		
	農村振興地理情報システム		
上下水道	水道配管図システム		
	下水道使用者管理システム		
税	住民税申告システム		
	住民税管理システム		
	法人税管理システム		
	固定資産税管理システム		
	軽自動車税システム		
	収納管理システム		
	共有者システム		
	納税管理人システム		
	税証明システム		
建設	住宅新築資金等貸付金管理システム		
	公営住宅システム		

### 《内部情報系システム》

業務分類	システム名	小林市	野尻町
総務	人事給与システム	-O Aldreis	73 // 01-3
財務会計	財務会計システム		
別術女司			
	起債管理システム		
	監査システム		
	決算統計システム		
行政	グループウェアシステム		
	ホームページ		
	例規検索システム		
	区・組管理システム		
	郵送請求処理システム		
	口座システム		
	送付先システム		
	宛名保守システム		
	交通災害共済管理システム		
	税外収入管理システム		
	職員健康管理システム		
	納税組合システム		
	法定外公共物調査支援システム	_	_
	資産管理/Web 監視システム		

### 《個別システム》

業務分類	システム名	小林市	野尻町
行政	図書館システム		
	公共施設案内、予約システム		
	体育館予約管理システム		
建設	積算システム (建設・都計・水道)		
	積算システム (農村整備・土木)		
	災害補助金補助率増高システム		
上下水道	企業会計システム		
	受益者負担金システム		
	水道料金システム		
	水道台帳システム		
	農業集落排水システム		
	下水道台帳システム		
	水道施設システム		
教育	就学(学校教育)システム		
	学齢簿システム		
	奨学金管理システム		
	学校間交流システム		
税	固定資産管理システム		
	地籍管理システム		
	地図情報 (GIS) システム		
	滞納管理システム		
住民	住民情報提供・相談システム		
農業	畜産償還システム		
保険	調整交付金システム		
病院	医事管理システム		
	医事会計システム		
	レセプト電算システム		
	レセプトオンラインシステム		
	薬剤情報システム		
	診療材料管理システム		
	電子カルテシステム		
	財務会計システム		

業務分類	システム名	小林市	野尻町
環境	狂犬病予防管理システム		
議会	議会記録検索システム		
財務会計	歳出管理システム		
	普通建設管理システム		
	予算決算管理システム		
	予算管理システム		
	繰越予算支援システム		
	決算見込システム		
	業者別支払内訳システム		
	直接支払データベースシステム		
	備品管理システム		
	公共料金支払システム		
	源泉徴収システム		
	検索システム		
	バランスシートシステム		
その他	財産調書作成システム		
	防犯・防災メールシステム		
	犯歴管理システム		
	会計システム		
	公害苦情システム		_

### 《ネットワーク》

業務分類	システム名	小林市	野尻町
全国ネットワーク	LGWAN(総合行政ネットワーク)		
	KR(国保連合会)ネット		
	住民基本台帳ネットワークシステム		
県内ネットワーク	M J H 2 1 (宮崎情報ハイウェイ21)		
公共ネットワーク	地域イントラネット		
庁内ネットワーク	庁内LAN(ローカルエリアネットワーク)		